

本条件に基づき、日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます)は、「プログラム」を「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」(以下「ご使用条件」といいます)に基づき「ライセンシー」にサブライセンスし、本条件に基づき「ライセンシー」に「プログラム・サービス」を提供します。本条件に定めのない事項はご使用条件の定めが適用されるものとします。

1. 定義

プログラム—「ご使用条件」に基づき「ライセンシー」にサブライセンスされたプログラム

保守修正—「プログラム」の欠陥を迂回、制限または修正する改訂

プログラム・サービス—NI+C がライセンシー に提供する「サブスクリプション」および「サポート」

サブスクリプション—NI+C がライセンシーに提供するプログラムの改訂版のリリースまたは更新

2. プログラム・サービス

2.1 契約期間、更新および復活

契約期間—NI+C の「プログラム・サービス」の当初契約期間は、「ライセンシー」が「プログラム」のライセンスを取得した日(更新契約後は更新日)に開始し、翌年の対応する月の末日に終了します。「ライセンシー」が「プログラム」のライセンスを取得した日が月の初日の場合以外は、「プログラム」のライセンスを取得した日から 12 カ月後の月の末日に終了します。

更新—「ライセンシー」が契約期間満了後も引き続きプログラム・サービスを利用することを希望する場合は、別途更新契約を締結することによりプログラム・サービス契約期間を更新することができます。

復活—「ライセンシー」は、その「プログラム」の「プログラム・サービス」を継続更新しなかった場合であっても、復活時点において有効な「プログラム・サービス」復活のために適用される金額で、12 カ月間、「プログラム・サービス」を入手できます。

提供元—「プログラム」について、「プログラム・サービス」の提供は NI+C の責任にて行うものとします。「ライセンシー」は IBM より「プログラム・サービス」の提供を受けることはできません。

2.2 「プログラム・サービス」に含まれるもの

「プログラム」について「プログラム・サービス」が有効である場合、次の各項に定めるサービスが提供されます。

2.2.1 サブスクリプション

- NI+C は、最新のバージョン、リリースまたは更新が利用可能になった場合には、それをライセンシーに対して利用可能にし、アップグレードする権限を付与します。
- NI+C の支援は、「プログラム」の以前のバージョンまたはリリースについては、提供されません。最新の「ご使用条件」に基づいて NI+C が「ライセンシー」にサブライセンスした「プログラム」の「保守修正」に限定されます。NI+C の「プログラム・サービス」は、「ライセンシー」が変更していない「プログラム」(ただし、IBM が書面で許可した場合は除きます。)を、その「プログラム」の仕様に従って操作して使用することを条件に提供されます。

2.2.2 サポート

- NI+C は、ライセンシーに対して、電話または NI+C が指定する方法による、i) 導入や使用方法(操作手順)に関する日常的、かつ短時間の質問 ii) プログラム・コードに関連する質問(以下、総称して「サポート」といいます。)を提供します。
- サポートは、ライセンシーから NI+C に報告された「プログラム」に生じた問題に対応して提供されます。
- NI+C は、予め登録したライセンシー(2名)から直接受けた技術的質問および「プログラム」の障害報告に対してのみ回答します。
- NI+C は、ライセンシーのサービス要請に対して、商業的に合理的妥当な範囲で対応します。
- NI+C は、ライセンシーのソフトウェア上の問題の原因特定でライセンシーを支援するために、ライセンシーのシステムにリモート・アクセスする許可を求める場合があります。NI+C がライセンシーの許可を得た上でシステムにリモート・アクセスする場合、ライセンシーのシステムの保護およびシステム内のすべての